

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年五月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
九日 令和六年四月十	指定の年月日
十四番十三、三百二十六番一 埼玉県比企郡小川町大字小川字新明川原三百二	指定に係る道路の位置
三十一・七六	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)